



会計事務所  
ゆいパートナーズ

# 事務所だより

〒541-0047  
大阪市中央区淡路町2-1-10  
ユニ船場 405  
TEL 06(6226)1165(代)  
<https://yuipartners.jp>

あけまして  
おめでとう  
ございます



1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 8日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
・	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	・	・	・

## ワンポイント 森林環境税の導入

令和6年度から国内に住所のある個人に課税される国税で、個人住民税均等割と併せて1人年額で1,000円徴収されます。税収は国から「森林環境譲与税」として都道府県・市町村へ配分され、間伐等の森林整備や木材の利用促進、林業を支える人材育成などへの安定的な地方財源として活用されます。

## 1月の税務と労務

- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出  
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出  
1月31日
- 国 税 / 源泉徴収票の交付、提出  
1月31日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付  
1月10日  
(納期の特例を受けている事業所の7~12月分は1月22日)
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告  
(法人税・消費税等)  
1月31日
- 国 税 / 5月決算法人の中間申告  
1月31日
- 国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税等の  
中間申告(年3回の場合)  
1月31日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告  
1月31日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出  
1月31日
- 労 務 / 労働保険料の納付(第3期分)  
1月31日  
(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)

# 電子帳簿保存法 本格スタート!



帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しを実施した改正電子帳簿保存法は、令和4年1月1日に施行され、要件見直しを経て、令和6年1月1日以降、本格運用されることになりました。

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類を保存する義務のある方が業務上の電子データ（電子取引データ）を取引先との間でやり取りした場合には、定められた要件に従ってその電子データを保存しなければなりません。

今回は、「どのようなデータが保存対象になるのか」「どのように電子データを保存しなければならぬか」の観点から留意すべき事項をみていきます。

## 1 データの保存が必要なもの

企業・事業者は、日常の業務処理に当たり、沢山の種類の書類を扱っていると思います。

請求書や領収書、見積書といったものから、契約書、注文書、送り状など、利用されている書類は、業種・業態に応じて様々なことでしょう。これらの書類のうち、紙でやりとりしていた場合に保存が必要となる書類は、電子データでやりとりした場合でも保存が必要になります。

なお、保存の対象となるものは、あくまで電子データでやりとりしたものであり、紙でやりとりしていたものを電子データ化する必要はありません。ただし、紙でやりとりしていた請求書などは、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキヤナで読み取り電子データ化して保存することができます。

また、受け取った電子データだけが保存対象になるものではなく、取引先に送った電子データも保存する必要があります。実務では、次のようなデータを扱うことも多いと思いますが、これらも保存対象となるので注意が必要です。

・ 電子メールにより受信した請求書や領収書のPDFファイル

・ インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書のデータ

・ クレジットカードの利用明細データ・交通系ICカードによる支払いデータ

・ スマートフォンアプリによる決済データ

・ インターネットバンキングを利用した際の振込実績等が記載されたデータ

## 2 データの保存方法

保存対象となる電子データについては、「改ざん防止のための措置」を講じなければなりません。また、原則として「日付・金額・取引先」でデータを検索できる必要があります。

### (1) 改ざん防止のための措置

具体的には、①タイムスタンプをデータに付与する、または、②データの訂正や削除の履歴が残るシステムを導入し、同システムを利用してデータを保存する、といった方法が挙げられています。ただし、タイムスタンプを付与するには、その機能を持ったソフトウェアを導入しなければならず、初期費用がかかります。また、訂正や削除履歴が残るシステムを導入するにも費用の負担が生じます。

こういったことから、改ざん防止のための措置としては、「事務処理規程を定めて守る」との取扱いが認められています。

事務処理規程のサンプルは、国税庁ホームページに掲載されており、個人事業者・法人事業者別に様式が用意されていますので必要な様式をダウンロードして、使用することができます。

事務処理規程で定めるべき事項のうち、大切なことは、①データの訂正や削除は原則として禁止されていること、②やむを得ない事情により訂正や削除をする場合は、専用の申請書式を準

備し、申請日や訂正・削除の日付・内容・理由、処理担当者などを明記して管理者の確認を経ることです。

これらのことにより、訂正と削除の履歴の確認作業が行えることとなります。

(2) 「日付・金額・取引先」で検索可能

保存された電子データについては、原則として「日付・金額・取引先」で検索可能としておくことが必要とされています。ただし、この場合も、専用ソフトを導入せず、次に述べる取扱いが認められています。

A 表計算ソフト等で索引簿を作成し、同ソフトの検索機能を使用してデータを検索する方法【①図】

B データのファイル名として規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約の上、当該フォルダの検索機能を使用してデータを検索する方法【②図】

(3) 税務職員の要請への対応  
以上、述べたことの前提条件として、ディスプレイやプリンタを備え付けることも必要です。

なお、前記(2)Bの方法により電子データを保存するときは、税務調査が行われた際、担当職員から、電子データのダウンロードの求めがあった場合には、対象となるデータを検索し、ダウンロードの上、提出する必要があることにも留意する必要があります。

### 3 令和6年1月1日以後に適用される措置等

(1) 資金繰りや人手不足などの事情からシステム整備が間に

【①図】

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20240331	110000	(株)霞商店	請求書
2	20240210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20240228	330000	国税工務店(株)	領収書
⋮				
49	20241217	220000	(株)霞商店	請求書
50	20241227	55000	国税工務店(株)	領収書

受領した請求書等データのファイル名に連番を付して、内容についてはこの索引簿で管理します。

【②図】

- 📎 20240331\_110000\_(株)霞商店.pdf
- ✉ 20240210\_330000\_国税工務店(株).msg
- 📎 20240228\_330000\_国税工務店(株).pdf
- 📎 20241217\_220000\_(株)霞商店.pdf

合わず、原則的なルールに従って電子データを保存する環境を整えられなかった場合には、改ざん防止措置や検索機能の整備など、データ保存に必要なとされる要件に沿った対応は不要となり、単に電子データを保存しておく猶予措置も設けられています。

この猶予措置を適用することを事前に税務署に申請する必要はありませんが、原則的なルールに従って保存ができないことについて、相当の理由があると税務職員に説明で

きなればこの措置を適用することはできません。

また、この猶予措置を適用するには、税務調査などの際に担当職員からの求めがあればデータをダウンロードし、提出する必要があるとのことにご注意ください。

(2) 基準期間（2課税年度前）

の売上高が5000万円以下の中小事業者の場合は、税務調査の際、税務職員から電子データのダウンロードの求めがあった場合に、提示・提出できる状態にしていれば、検索機能は不要になりました。

(3) 税務調査の際、「電子データのダウンロードの求め」と「電子データをプリントアウトした一定の書面の提示・提出の求め」にそれぞれ応じることができるようになっている場合は、検索機能が不要になりました。

【参考資料】  
国税庁  
「電子帳簿  
保存法関係」



## 昨年は、大変お世話になり、 ありがとうございました。 本年もどうぞ宜しくお願い致します。

昨年は、人生で初めて足の骨折をしました。ギプスで固定する期間が約1ヶ月、松葉杖生活が約3ヶ月続きました。仕事での移動も制限がかかる期間が続き、日常生活を送る中で一番不便と感じた3ヶ月間でした。今まで歩けることが当たり前で生活しておりましたが、健康体で生活できる事に、日々感謝する必要があると、改めて感じさせられる期間でした。今年も健康には気を付けて過ごしていきたいと思います。

今年の1月で、ゆいパートナーズを発足して3年が経過致しました。お客様にご提供できるサービスの幅も少しずつではありますが広がってきました。これからも、通常の会計業務は勿論のこと、ご支援できる幅を広げていき、お客様のご相談・課題等のご支援に取り組んでいけるよう努めて参ります。

ここ約4年間は、新型コロナウイルス関連の融資制度及び補助金制度等が続けてありましたが、昨年の5月に「5類」に移行され、現在では政府による支援制度が落ち着き、今まで通りの経済環境に戻ってきております。コロナ融資を受けられた事業者様は、据え置き期間が経過し、これから返済が開始若しくは既に返済が始まっていることと思います。経済的に新型コロナウイルスによる影響は少なくなったものの、今後の返済負担額の増加を考えると、事業者様にとっては、向こう数年間が大事な年になってくるのではないかと思います。

その中で、インボイス制度が昨年の10月1日より導入されました。導入により、インボイス番号の取得の有無を区別して経理処理する必要があり、経理業務が煩雑になりました。インボイス制度が導入されたことにより、税務調査時の消費税申告書の確認を税務職員がどのような観点から行うか、注目が集まるところかと思えます。インボイス制度以外にも、ここ数年は大きい税制改正が続いている為、今後も税制の改正には注目する必要があります。

今後も皆様の事業発展等に寄与できるよう取り組んで参りたいと思えます。改めまして、本年もどうぞ宜しくお願い致します。



代表税理士 大井 智志

趣味 運動、映画鑑賞、サウナ  
血液型 O型  
星座 蠍座